

被用者年金制度の一元化で変わること ~制度の違いの解消~

今までは厚生年金と共済年金の制度間の違いがありましたが、一元化により、基本的に厚生年金にそろえることで、制度の違いが解消されます。ここでは、おもな内容をご紹介します。

保険料率

厚生年金の現在の保険料率は17.828% ⇒毎年引き上げ、平成29年以降は18.3%で一定
各共済年金の保険料率も毎年引き上げ、18.3%で統一されます。
(国家公務員共済組合と地方公務員等共済組合は平成30年、私立学校教職員共済は平成39年に統一)

保険給付

基本的には厚生年金にそろえます。

	厚生年金	一元化前の共済年金
被保険者期間	70歳になるまで	年齢制限なし (私学共済は70歳になるまで)
障害給付の支給要件	保険料の納付要件あり	保険料の納付要件なし
遺族年金の転給	遺族年金を受けていた人が亡くなって、次に受けられる順位の遺族に支給されない	遺族年金を受けていた人が亡くなった場合、次に受けられる順位の遺族に支給される
未支給年金を受けられる人の範囲	死亡した人と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、甥姪など3親等内の親族	遺族(死亡した人によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)、または遺族がないときは相続人

ただし、共済年金に合わせる事項もあります。
たとえば、年金額の端数処理は、共済年金の方法にそろえます(厚生年金は100円単位⇒共済年金の円単位へ)。
また、変わらない事項もあります。
たとえば、女性の60歳代前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げは、厚生年金は男性の5年遅れ、共済年金は男性と同じスケジュールのまま変わりません。

年金請求書の受付窓口

厚生年金と共済年金の両方に加入期間がある場合、加入記録は各機関で管理しているため
今までは、年金事務所と共済年金それぞれに年金請求書を提出していました。
一元化後も記録管理は従来どおりですが、ワンストップサービスにより、1カ所に年金請求書を提出すればよくなります。
受け付け後の年金請求書は、電子データで該当の各機関へ送られ、各機関が年金証書を発行し、年金も各機関から振り込まれます。
ただし、障害年金の請求書は初診日に加入していた機関へ請求するなど例外もあります。

被保険者の区分(呼び方)

- 従来の厚生年金被保険者 → 第1号厚生年金被保険者
- 国家公務員共済組合の組合員 → 第2号厚生年金被保険者
- 地方公務員等共済組合の組合員 → 第3号厚生年金被保険者
- 私立学校教職員共済の加入者 → 第4号厚生年金被保険者



横山 玲子
社会保険労務士
よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayakor

MEMO
年金給付の呼び方も変わります

共済年金と厚生年金の給付の呼び方も厚生年金にそろえます。
退職共済年金⇒老齢厚生年金
障害共済年金⇒障害厚生年金
障害一時金⇒障害手当金
遺族共済年金⇒遺族厚生年金となります。

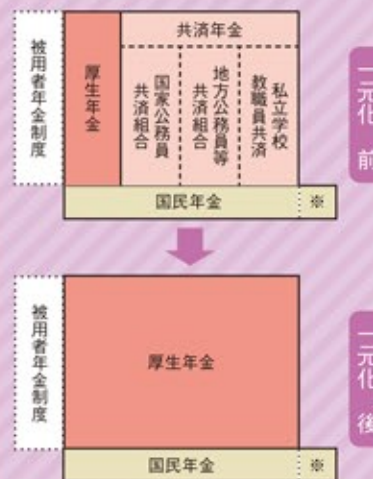


答える人 先生
社会保険労務士
聞く人 春子
会社員35歳

今回は2015年10月から始まった「被用者年金制度の一元化」の概要をご説明します。

被用者年金制度の一元化

「被用者年金制度」とは、厚生年金と共済年金の2つの制度をまとめた呼び方です。



- 1階部分の国民年金は、全国民共通の制度
- ※ 被用者年金に加入せず国民年金のみに加入する人とは、20歳以上60歳未満の自営業者、学生、失業中の人、65歳未満の被用者年金制度加入者に扶養されている配偶者など

春子 10月に年金制度が一元化されたという話を聞いたのですが、どういうことですか？
先生 国が運営する公的年金制度は「2階建て」になっており、1階は全国民共通の国民年金、2階は厚生年金と共済年金に分かれていました。この2階部分が一つになり、共済年金の加入者は厚生年金の加入者となりました。
春子 共済年金とは何ですか？
先生 国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済のことです。
春子 公務員も会社員と同じ厚生年金の加入者になるんですね。でも、公務員の年金のほうが高いという話

を聞いたことがあります。…
先生 一元化後は、公務員も厚生年金と同じ保険料を負担して同じ年金給付を受けることになります。従来の共済年金には公的年金としての3階部分(職域部分)がありました。これは廃止されて新たな制度になります。
春子 それにしても、なぜ一元化するようになったのですか？
先生 今後の少子・高齢化に備え年金財政の規模を拡大して制度全体の安定化を図ること、そして、民間の会社員と公務員が同じ負担・給付を受ける仕組みとすることで年金制度の公平性を確保し、公的年金制度への信頼を高めることが目的です。